

## 奈良県中央卸売市場運営協議会関係法令

### 奈良県中央卸売市場条例 <抜粋>

(奈良県中央卸売市場運営協議会)

第八十四条 市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、奈良県中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員二十人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 奈良県中央卸売市場条例施行規則 <抜粋>

(委員の任期等)

第百三条 奈良県中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第百四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第百五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第百六条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。

(専門委員)

第百七条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第百八条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の会務を処理する。

(庶務)

第百九条 協議会の庶務は、奈良県中央卸売市場において行う。

(その他)

第百十条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。